

電動車いす T S 認定制度について

(1) 認定主体

国家公安委員会

T S (Traffic Safety : 交通安全) マーク制度

(2) 認定の技術基準

原動機を付き歩行補助車 (構造及び性能の基準)

車体の大きさ

車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- 1) 長さ : 1 2 0 cm
- 2) 幅 : 7 0 cm
- 3) 高さ : 1 0 9 cm

車体の構造

- 1) 原動機として、電動機を用いること。
- 2) 6 km/h を超える速度を出すことができないこと。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある、鋭利な突出物がないこと。

自動車又は原動機付自転車と、外観を通じて明確に識別することができること。